

公益財団法人日本ユニフォームセンター
ユニフォーム基礎研究助成事業公募要項

はじめに

公益財団法人日本ユニフォームセンターは昭和37年の設立以来、一貫して「ユニフォームの改善・改良」と啓蒙普及の為の事業活動を行ってまいりました。この一環としてユニフォームに関わる諸研究の助成を行うため、以下の要項で対象条件の一般公募をいたします。

1. 目的

ユニフォームに関わる諸研究の助成を行うことにより、働きやすく・快適なユニフォーム作りの推進と研究活動の活性化を図り、国民の厚生福祉に寄与することを目的としています。

2. 募集テーマ

以下の指定募集テーマのうちいずれかを選択して下さい。

- A) 人工知能（A I）技術を用いた新しいユニフォームに関する研究
- B) 非接触型技術などの新しい身体測定に関する研究
- C) ユニフォームの本人認証・物流管理、効率化の為のRFIDタグ活用に関する研究
- D) 防災・セキュリティに関連するユニフォームの研究
- E) 高視認性安全服、熱中症対策ユニフォームに関わる研究
- F) 職場における女性活躍促進などに関するユニフォームの調査研究
- G) ユニフォームの国内縫製の実態調査
- H) ユニフォーム各分野の市場調査研究
- I) 諸外国におけるユニフォームの調査

3. 規定

別紙「ユニフォーム基礎研究助成規定」の通り（ご応募いただく際に必ずご確認ください）

4. 応募方法

- ・ 本法人規定用紙にて申請してください。
- ・ 所定の申請用紙に必要事項を記入の上、下記事務局へ郵送してください。メールでの応募申請をご希望の方は当事務局までご連絡ください。
- ・ 申請用紙は本法人ウェブサイト
(<http://www.nuc.or.jp/investigation/index.html>) からダウンロード、または当事務局までご連絡ください。こちらよりメールにて送信いたします。

5. 応募資格

ユニフォームに関する諸研究全般に取り組んでいる個人及びグループ（大学・専門学校などの教職員・学生・研究生及び一般）

6. 募集期間

随時募集しております。

なお、申請から可否の決定に至るまでは3ヶ月程時間をいただいております。余裕を持ってご申請ください。

7. 助成金額

50万円～100万円／1件／1年

8. 助成期間

原則として1年間

9. 選考方法・選考委員

選考委員会による審査を経て、理事会で決定いたします。

申請書提出先・問合せ先

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-4-21

公益財団法人 日本ユニフォームセンター

『ユニフォーム基礎研究助成』係

TEL 03-3401-2111 FAX 03-3402-2667

ユニフォーム基礎研究助成規定

(目的)

第1条 本助成は、ユニフォームの改善・改良とその啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

(助成の募集)

第2条 本助成は公募とする。

(助成の対象者)

第3条 助成対象はユニフォームに関する諸研究全般に取り組んでいる個人及びグループ(大学・専門学校などの教職員・研究生及び一般)とする。

(助成の期間)

第4条 助成期間は、原則として1年間とする。

(助成の決定)

第5条 本助成の選考は、随時選考委員会で行い、理事会で決定する。

(助成金の額及び交付)

第6条 助成金は、1件につき50万円から100万円とし、契約締結時にその半額を、第8条の「報告書」と「助成対象経費の配分とその積算」(領収書など添付)を提出した時に残りの半額を支払うものとする。

(助成金の使途)

第7条 助成金の使途は、謝金、旅費、事務費等、研究計画の遂行に必要な費用に限る。なお、次のものは助成の対象にならない。

- 1) パソコン、プリンタ、デジタルカメラなどの汎用的な機器類、あるいは本来は所属機関で備えるべき設備備品の購入費
- 2) 研究成果の発表を目的として行う報告書の刊行に要する費用、海外で研究成果を発表するための旅費、学会の参加費、学会参加のための旅費、およびシンポジウムなどの開催費用
- 3) 助成対象者が所属する機関の間接経費、事務管理費(オーバーヘッド)等

(報告及び義務)

第8条 助成研究者は助成研究期間終了までに「研究助成事業報告書」及び「助成対象経費の配分とその積算」を提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りで

はない。

当法人は、助成研究の期間中において、必要と認めるときは、中間報告をさせることが出来る。

助成研究者は本報告書提出前に研究成果を公表してはならない。

報告書の内容の全部又は一部を、適宜、本法人の発行する啓蒙誌上等に取り上げ、又は本法人が主催する催しにおいて発表することが出来る。

助成研究者が、提出した報告書によって報告した研究内容を出版物等に発表することを希望する場合には、予め本法人に申し出て、その承諾を得たうえ、且つ、本法人の助成を受けたことを明記して発表することが出来る。

(助成に関する成果の取り扱い)

第9条 研究成果の取扱いについては助成研究者と本法人で協議の上、決定する。

(決定の取り消し等)

第10条 助成対象の研究について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部もしくは、一部を取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更する。

- 1) 助成金の他用途以外への使用。
- 2) 助成の決定後の内容又はこれに付した条件違反。
- 3) 決定後の事情の変更により、助成研究者が研究を行うことが困難になったとき。

助成の決定を取り消した場合には、研究の当該取り消しに係る部分に関し交付した助成金について、本法人の定める期限までに、その全部または一部を返還しなければならない。

(事故等の届け出)

第11条 下記の項目に該当する場合は、遅滞なく本法人に届け出すこととする。本法人で対応を検討し、その後の処置を助成研究者と協議する。

- 1) 助成対象の研究が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
- 2) 助成対象の研究開発の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。
- 3) 所期の成果を収めることが困難になったとき。

(その他)

第12条 特許権等の知的財産権を申請する場合は、助成研究者と本法人で協議の上、決定する。

(改定)

第13条 本規定の改廃は、選考委員会で検討の上、理事会の議決を経て行う。

以 上
(平成30年7月改定)